

令和8年度取手市男女共同参画審議会会議録

- ◆開催日時： 令和8年6月26日(金)午後2時00分～午後3時40分
- ◆開催場所： 取手市役所 議会棟 第四委員会室
- ◆出席者： (敬称略:五十音順)
【委員】猪瀬 哲哉、賀曾利 清、金久保 紀子、志村 俊晴、下園 淳子、間宮 真知子
【事務局】市民協働課 課長(田村)、係長(竹屋)
【傍聴人】なし
- ◆欠席者： 無し
- ◆配布資料： 会議次第
審議会委員名簿
資料1 第四次取手市男女共同参画計画 年次報告書(令和7年度実績)(案)
資料2 第五次取手市男女共同参画計画(案)
【参考資料】
・いばらきパートナーシップ宣誓制度リーフレット
・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画について(通知)
・SOGIの多様性に関する理解と尊重を目指してリーフレット(内閣府)
・(他自治体)多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例リーフレット
- ◆会議について:第1回会議(令和8年5月29日開催)において、以下のとおり決定済み
- ① 会議は原則として公開する(取手市男女共同参画推進条例施行規則第9条第5項)
 - ② 議事録は要点形式とし、委員長以外の発言は「委員」と表記し、公開する
 - ③ 議事録は事務局が作成し、メールにて各委員に確認のうえ確定する
 - ④ 議事録作成の補助手段として録音した音声データは、議事録確定後に消去する
 - ⑤ 審議会に関する文書は事務局内で処理し、決裁する

1. 開 会

事務局から、取手市男女共同参画推進条例施行規則第9条第2項に基づき、委員の過半数の出席により会議が成立していることを報告。

2. 議 事

(取手市男女共同参画推進条例施行規則の第9条第1項に基づき、会長が議長となり議事を進行)

■ 第1号 第四次取手市男女共同参画計画 年次報告書(令和7年度実績)(案)

(事務局から次の資料のとおり説明)

- ・資料1 第四次取手市男女共同参画計画 年次報告書(令和7年度実績)(案)

○委員

- (17ページ)事業番号40の「家庭教育学級」について、各学校単位では廃止とのことだが、全体研修会を実施しているのであれば、忙しい保護者でも楽しみながら学習できるよう、大きなイベントの中で実施するなど、開催方法を工夫をしてみてもどうか。
- (12ページ)事業番号15の育成支援事業について、評価不能としているが、令和7年度から新たな取り組みとして実施した事業であり、それ自体が十分な成果といえるのでは無いか。

○委員

- 「第二部 施策の実行状況」について、「成果」欄の評価が芳しくないものについて「改善策」欄が設けられており、表として見やすく感じた。他方、昨年度と比較し評価不能が減ったことについて、なぜそうなったのかが見えるよう「改善策」をより深掘りしてはどうか。

○委員

(6ページ)事業番号3「市の管理職のうち、女性職員の割合」について、本審議会用資料として行政職、消防職、保育職など職種別で内訳があるとより分析がしやすくなると感じた。

○委員

(5ページ)C評価(あまり効果が上がっていない)の事業があること自体、この報告書が健全なものであると感じた。効果が上がっていない事業については、しっかりと改善してほしい。

○委員

- (18ページ)事業番号46の「家庭教育学級」について、PTAでも母親が仕事をするようになり集まれなくなったと聞く。取手市P連の「女性ネットワーク委員会」が「子育てネットワーク委員会」に名称変更されるなど、父親も含めて子育てに関わるという考え方に変化している。
- (43ページ)No23の「職場体験学習」はコロナ禍を経て実施校が増加しており安心した。

■ 第2号 第五次取手市男女共同参画計画(案)

(事務局から次の資料のとおり説明)

資料2 第五次取手市男女共同参画計画(案)

【参考資料】

- ・いばらきパートナーシップ宣誓制度リーフレット
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画について(通知)
- ・SOGIの多様性に関する理解と尊重を目指してリーフレット(内閣府)
- ・(他自治体)多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例リーフレット

質疑：LGBTQ 理解増進法、SOGI、多文化共生に係る条例の検討について

(事務局)

令和8年6月16日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT 理解増進法)に係る国の基本計画が閣議決定されたことを受け、第五次計画に SOGI を盛り込みました。これと併せて、茨城県が制定する「いばらきパートナーシップ制度」の取手市版の制定についても検討を進めます。

また、「多文化共生」施策について、前回会議でもご説明したとおり第五次計画(案)に盛り込んでいますが、さらに5年後を見据え条例制定も視野に検討を進めます。先進自治体の条例を参考に配布しますので率直な御意見をお寄せください。

○会長

事務局の説明のとおり、今後検討していくとのことだが、まずは委員の率直な意見を求めたい。

○委員

取手市が男女共同参画推進条例を制定した際に、行政がつくる条文は非常にわかりづらいと感じた。そのため、取手の子どもたちに男女共同参画推進条例を解説するためのリーフレットを所属する団体に独自に作成したほどだった。今回、多文化共生など複数の要素が追加されると、さらに複雑化することが懸念される。条例を作るのであれば、外国出身者でも理解しやすいように男女共同参画とは分けた方が良いのではないかな。

○委員

男女共同参画と多文化共生を包括的に条例化している例を知ることができたが、当該自治体と本市では人口規模からして全く異なるため一緒くたにはできない。個人的には男女共同参画と多文化共生は別々の条例とした方が良く考える。また市独自のパートナーシップ制度について、県制度があったとしても受け皿は多い方が良い。

○委員

SOGIについて、“性的”という言葉や男女共同参画との関連性が不明。条例を作ることで対象者の権利は保護されるが、権利の乱用を防ぐためにも市独自のパートナーシップ制度の制定は慎重に検討すべき。現在、同性パートナーが生活する上で不便に感じていることの原因は本当にSOGIによるものであるのか、その点もしっかり整理しなければならない。

“外国人住民”という表記を“外国出身者等”としたことについて

(事務局)

前回会議での議論を受け、“外国人住民”について再度整理し、“外国出身者等”としました。また“外国出身者等”について、31ページに注釈で「外国出身者等…現在の国籍が外国籍とは限らず、日本国籍を取得した帰化者や、外国にルーツを持つ子ども(日本で生まれ日本国籍を持つが、親が外国籍の場合も含む)も含む。」と記載しました。

○会長

前回会議での議論を受けて事務局が表記を整理したことについて意見を伺いたい。

○委員

(31ページ)「現状と課題」の最後にある、「日本人と外国出身者等が互いに尊重し合い、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指すためには、受け入れる側の日本人住民への意識啓発だけでなく、受け入れられる側の外国出身者等もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努め、そして日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが重要です。これら日本人住民と外国出身者等の双方に対し、共生社会の実現に向けた支援と働きかけを行っていく必要があります。」の一文は、分断を生む表現であると感じる。既に長年日本にいるのに“受け入れられる側”というのはいかがなものか。当事者(呼ばれる側)の意見も吸い上げてみてはどうか。

○委員

帰化者の中には、外国出身であることを知られたくない人もいるのではないかな。

○委員

事務局説明のとおり31ページに注釈がされているので問題はないのではないかな。ただし「受け入れる側の日本人住民」という表現は「地域住民」のほうが良い。

○委員

“外国にルーツをもつ方”という表現もあり得るのではないかな。

○委員

国際交流協会では通常、“外国出身者”という表現をしており、本計画案における“外国出身者等”という表記に問題はないと考える。

○委員

例えば他の自治体ではどのような表現をしているか、例があると判断しやすいのではないか。

その他、計画全般について

○委員

第四次計画と比較して各課の施策内容をあえて抽象的とした旨の説明だったが、前年度の実績を年次報告書にまとめる際に、進捗管理が難しくなるのではないか。

⇒(事務局)

現行の第四次計画では、達成度(実施状況)の評価を各部署の自己評価に任せているところですが、この場合、各課ごとに評価のばらつきが生じやすくなるという欠点がありました。第五次計画では、「施策の方向性」ごとに、各課の取組状況をとりまとめ後、計画の所管課である市民協働課において総合評価ができるよう考えているところです。

⇒(委員)

承知した。ただし計画期間の初年度のみ、各担当課において年度途中で課題が生じても年度末までそのままの状態となってしまう懸念がある。初年度は特に市民協働課から進捗管理を丁寧に実施した方が良い。

○委員

取手市には市民憲章というものがある。市にとっては憲法のようなものであり、この憲章文には子どもの教育についても触れられているので、市民憲章と整合性のとれた計画であるべき。

○委員

- 計画内で西暦と和暦を併記してほしい。和暦から西暦への変換は日本人でも難しい。
- (34ページ)「施策の内容」No56の国際交流協会(TIFA)の活動について、日本語教室となっており、それは大変重要な活動である。この他にも外国出身者の母親同士のサークル活動や、土曜日に母語を自分の子どもに継承する継承語教育の場があっても良い。取手市に長く住むということは、将来的に介護の課題にも繋がるということ。歳を取ると母語でなければコミュニケーションがとれなくなることも想定されることから、継承語教育が重要とされている。海外にいる日本の子どもたちは日本人学校に通っている。また、インターナショナルスクールや現地校に在籍している子に対し、補習授業校として日本語で教育を行っている。

○委員

外国人であったり、SOGIであったり、大きなテーマばかりだが子どもの頃から教育の現場で意識づけがあると、私たち大人が考えるよりも自然に受け理解しやすいのではないか。

○会長

これまでの議論を事務局にて整理のうえ、次回会議までに資料へ反映するように。

3. 閉 会

(事務局)

本日の議論等を受けてご意見があれば、7月10日(金)までに事務局へご連絡ください。また次回の審議会は、8月28日(金)14時から、取手市役所議会棟第四委員会室を予定しています。

(会長より、令和8年度の第2回会議を終了する旨を宣言。(15時40分閉会))

以上